

保育の必要性の認定

「保育の必要性の認定」を受けるには、保護者（父母ともに）次のいずれかの事由（保育を必要とする事由）が必要です。

保育の必要性の認定理由			利用可能期間※
1	就労	フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働などの労働。 ※月64時間以上かつ週16時間以上労働していること。	小学校就学前までの保育が必要な期間
2	妊娠・出産	出産の準備や出産後の休養が必要な場合	出産予定日の2ヵ月前の月初日から出産日の3ヵ月後の月末日
3	保護者の疾病・障害	病気、負傷、障害がある場合。	療養期間中または最長、就学前まで
4	親族の介護・看護	長期にわたる病気や心身に障害のある親族を常時介護・看護している場合。	療養期間中または最長、就学前まで
5	災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合。	最長、就学前まで
6	求職活動 (起業準備含む)	求職活動を継続的に行っている場合。または起業の準備を行っている場合。	3ヶ月以内
7	就学	大学・専門学校・職業訓練校等に通学している場合。 ※自動車教習所、習い事等は該当しません。	通学期間中
8	育児休業	育児休業取得中に既に保育を利用している児童がいて、継続して利用が必要な場合。 申込児童以外の子の育児休業中の利用の場合。 ※就労証明書等により育児休業取得中であることが確認できる場合に限る。	原則、育児休業対象の子の1歳の誕生日の月末まで(※最長2歳まで、下記参照)

※1～8の保育認定の事由に該当しなくなった場合は、その時点までの対象期間となります。

※認定期間内に認定理由の変更が生じた場合、証明する書類を必ず提出ください。もし、提出せず認定期間の満了を迎えた場合、無償化の対象外となります。

※育児休業と施設等利用について

①育児休業対象児童の施設等利用給付（無償化）新規申請をする場合 ※申込児童の育児休業中
育児休業対象児童は、育児休業中につき、家庭で保育ができる為、原則利用申請ができません。その為、育児休業から復帰してからの申請となります。

②育児休業対象児童以外の児童の施設等利用給付（無償化）新規申請をする場合 ※下の子の育児休業中
就労証明書や自営業（内職等）申立書により育児休業対象児童の育児休業中であることが確認できる場合に限り、利用申請することが可能です。下の子の育児休業を理由とした利用のため、育児休業から復帰する必要はございません。

※育児休業中に施設等を継続利用したい場合。

育児休業を理由とした利用可能期間は、育児休業対象の子が満1歳に達する日の月末までです。ただし、1歳の誕生日を迎えてもなお、育児休業対象の子の保育施設利用申込（入所調整申込）をしているが、入所が決まらない場合のみ、育児休業対象の子が2歳に達する月末まで施設等給付（無償化）を利用している児童は継続利用ができます。育児休業を延長した場合には、再度就労証明書や自営業（内職等）申立書を提出してください。